

はじめに

本市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、関係行政機関や交通関係団体等との密接な連携のもとに、各般にわたる交通安全対策を積極的に推進してきました。

その結果、市内で発生した交通事故のうち人身事故件数は、10年前の平成19年には880件であったものが、平成28年には491件となり、約45%減少しました。

一方で、高齢者が関わる事故や自動車または自転車乗車中の事故は依然として高い割合で推移しており、今後も、より一層の交通環境の整備と交通安全思想の普及・徹底に取り組むなど、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策を講じていく必要があります。

こうしたことから、本市では、国の第10次交通安全計画および県の第10次埼玉県交通安全計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの今後3年間に講ずべき交通安全に関する施策の基本的な指針として、「第10次入間市交通安全計画」を策定しました。

本市は、この交通安全計画に基づいて、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、交通の状況や地域の実態に即して、各種の交通安全対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

第 1 部 総 論

第 1 章 交通安全計画の策定

第 2 章 交通事故の状況

第 3 章 交通安全対策の方針

第 4 章 計画の推進体制

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

交通安全の施策を推進するにあたっては、人命尊重の理念のもとに、交通事故ゼロを目指し、交通事故の実態に対応した諸施策を展開し、交通事故の抑止が図れるよう、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

このような観点から、本計画は、第10次埼玉県交通安全計画との整合を図りながら、本市の交通事故実態等を踏まえた施策を総合的に推進するために策定するもので、次の点を計画の柱として交通安全対策を講じていきます。

第一に、安全で快適な交通環境を確立するため、機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進等、人と環境にやさしい道路交通環境の整備を推進します。

第二に、交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚し、自ら進んで交通安全に取り組もうとする意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーの遵守が不可欠であり、各年齢層に応じた交通安全教育、交通安全運動及び交通安全に関する普及・啓発活動の推進等、交通安全思想の普及徹底を推進します。

第三に、秩序ある車社会の確立を目指し、道路交通秩序の維持を図り、さらに交通事故が発生した場合にその被害を最小限に抑えるため、迅速な救急・救助体制の充実に努めるとともに、交通事故被害者支援の推進等、必要な措置を推進します。

なお、これらの施策は多岐にわたっており、相互に密接な関係を有することから、関係行政機関や交通関係団体等と連携を図り、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進することにより、交通事故の撲滅を目指すものです。

2 計画の期間

この計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間とします。

3 計画の性格等

この計画は、第10次埼玉県交通安全計画の趣旨及び施策に配慮しながら、市、関係行政機関や交通関係団体等との緊密な連携のもと、平成30年度からの3年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、第6次入間市総合計画・前期基本計画との整合も図りながら、交通安全対策を総合的かつ効果的に推進します。

第2章 交通事故の状況

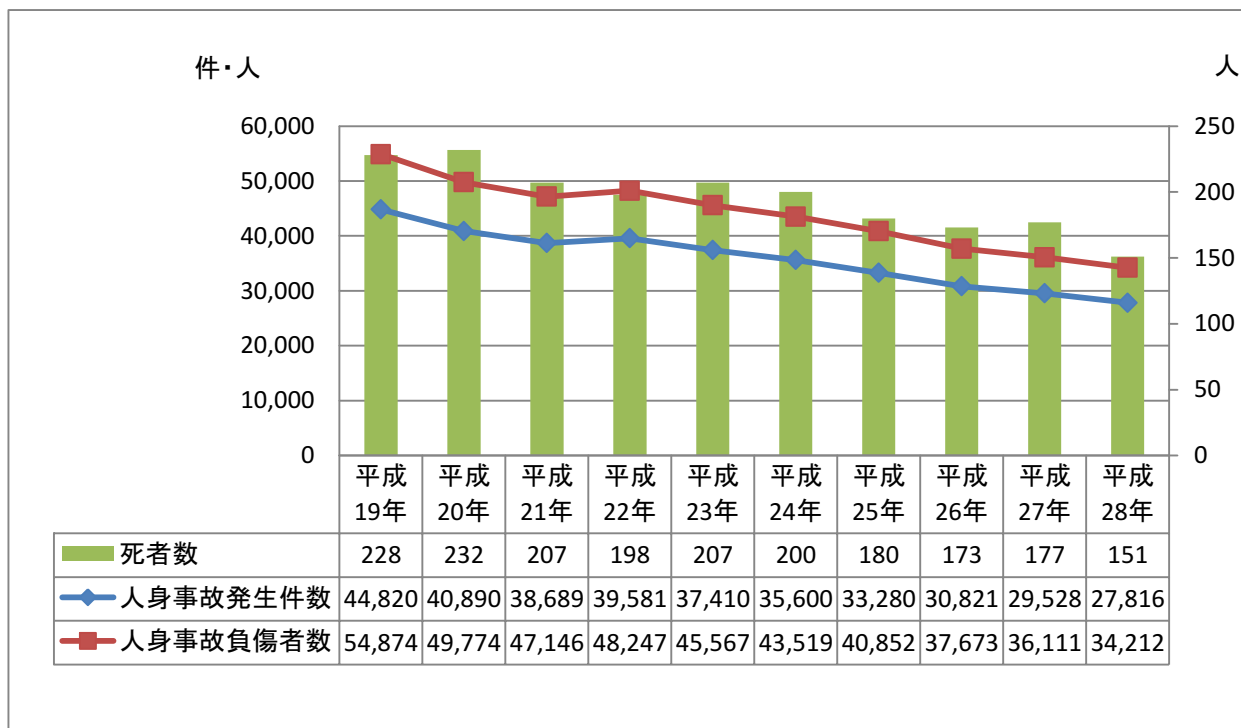
1 埼玉県の場合

埼玉県内の交通事故による死者数は、平成22年に200人を下回って以降、おおむね減少傾向で推移しているものの、平成27年は4年振りに増加に転じました。

第9次埼玉県交通安全計画（平成23年度～平成27年度）においては、「平成27年までに年間の道路交通事故死者数を125人以下とする。」ことを目標に掲げていましたが、平成27年の道路交通事故死者数は177人で、平成22年の198人から約1割減少させたものの、125人とする目標の達成には至りませんでした。

一方、「平成27年までに人口10万人当たりの交通事故死傷者数を525人以下とする。」目標については、平成26年に523人となり、平成27年もさらに減少して501人となり、目標を達成しています。

埼玉県の死者数、人身事故発生件数、負傷者数の推移

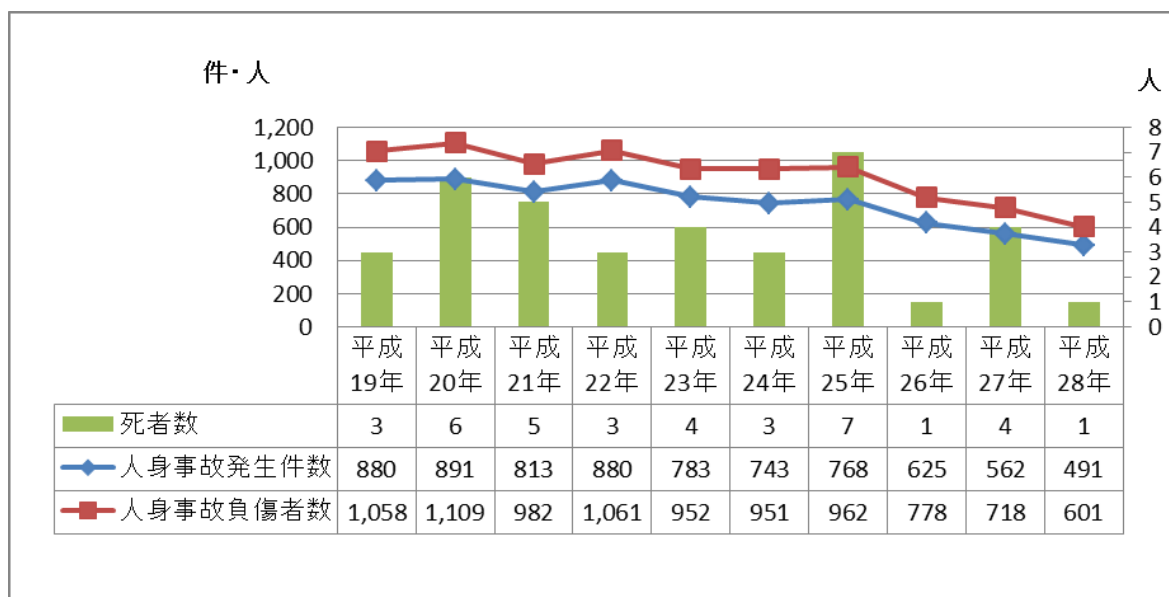


2 人間市の状況

本市における交通事故の推移をみると、平成19年から平成28年までの10年間で、死者数が最も多かったのは平成25年の7人で、平成26年以降は4人以下で推移しています。

また、人身事故発生件数とその負傷者数はともに平成20年をピークに年々減少傾向で推移しており、平成28年は平成20年当時と比べ、半数近く減少しています。

人間市の死者数、人身事故発生件数、負傷者数の推移



近年（平成24年から平成28年までの5年間）における交通事故の発生状況、傾向としては、次のようなことが挙げられます。

① 交通事故死者の約30%は高齢者

平成24年から平成28年までの5年間における交通事故の死者数を年齢層別に見ると高齢者は5人で、死者全体の約30%となっています。

負傷者数では、高齢者が560人、次いで、子どもが328人となっています。特に、高齢者は、負傷者数に比べて死者数の割合が非常に高いことから、今後の高齢化の進展による重大事故の増加が懸念されます。

入間市の年齢層別交通事故死者数、負傷者数の推移

(単位 人)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		合計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
子ども		76		86		60		58		48	0	328
高校生		43		33		23		20		26	0	145
高齢者	2	135	3	98		114		117		96	5	560
その他	1	697	4	745	1	581	4	523	1	431	11	2,977
合計	3	951	7	962	1	778	4	718	1	601	16	4,010

※子ども:中学生まで、高齢者:65歳以上、その他、19~64歳

② 自動車及び自転車の事故多発、事故死者数の50%は歩行者

平成24年から平成28年までの5年間における交通事故死者数、負傷者数を状態別に見ると、歩行者の死者数が8人(50%)でこのうち高齢者が5人となっています。また、自動二輪車の死者が4人(25%)と多くなっています。

負傷者数は、自転車が745人(約19%)と高い数値で推移しています。また、自動車での負傷者が2,361人(約59%)と高くなっています。

入間市の状態別交通事故死者数、負傷者数の推移

(単位 人)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		合計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
歩行者	2	75	5	86		91	1	86		65	8	403
自転車		184		169		157	1	110		125	1	745
原付車	1	66		56		52		37	1	31	2	242
自二車		59	2	67		36	2	43		41	4	246
自動車		562		581	1	442		437		339	1	2,361
その他		5		3				5			0	13
合計	3	951	7	962	1	778	4	718	1	601	16	4,010

③ 時間帯別の人身事故発生状況

平成24年から平成28年までの5年間における人身事故発生件数を時間帯別に見ると、16時から20時の発生が多く、これらの時間帯で約30%となっています。

入間市の時間帯別人身事故発生件数の推移

(単位 件)

時間帯	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	合計
0時～2時	12	14	11	10	7	54
2時～4時	7	6	4	2	2	21
4時～6時	11	10	9	5	11	46
6時～8時	70	87	58	51	48	314
8時～10時	94	90	77	70	68	399
10時～12時	94	99	75	80	54	402
12時～14時	78	90	65	60	48	341
14時～16時	95	73	78	68	44	358
16時～18時	121	133	100	74	84	512
18時～20時	87	85	87	74	70	403
20時～22時	50	54	47	44	39	234
22時～24時	24	27	14	24	16	105
合計	743	768	625	562	491	3,189

以上、本市の交通事故の推移とその状況をまとめましたが、これまで各種交通安全対策に取り組んできた結果、年間の人身事故発生件数・負傷者数については減少傾向にあるものの、依然として交通事故は多発しており、死亡事故とならなかった事故であっても、ひとつ間違えると重大事故につながる可能性があった事故も含まれています。引き続き、効果的な交通安全対策を推進し、交通事故防止に努めることが求められます。

第3章 交通安全対策の方針

交通事故撲滅のため「元気な人間 みんなで守ろう交通ルール」をスローガンに、各種交通安全対策に取り組めます。

1 交通安全対策の重点

(1) 高齢者の交通安全の対策

高齢者の交通事故を防止するため、歩道やわかりやすい標識など、道路交通環境を整備します。さらに、高齢者人口の増加に伴い、今後、高齢運転者に起因する交通事故の比率が高まることが予想されるため、機会を捉えて高齢運転者に対する交通安全の意識啓発を行うとともに、交通安全教育を推進します。

また、近年、社会問題化している高齢運転者のブレーキとアクセルの踏み間違えによる暴走事故が多発しているため、運転免許証の自主返納を支援する施策等を推進していきます。

(2) 子どもの交通安全の確保

子どもの交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育や通学路における歩道等の整備を引き続き推進します。

(3) 自転車・歩行者の交通安全の確保

平成24年4月1日に施行された「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づいて、自転車の安全利用を推進する中で、自転車利用者に対する交通安全教育・啓発に積極的に取り組むことにより、交通ルールを徹底し、自転車利用者の交通事故を防止します。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育等の実施、さらに、最高速度30km毎時の区域規制を前提としたゾーン30対策等を推進します。

(4) 交通事故が起こりにくい環境の整備

交通事故発生件数の多い交差点での交通安全対策を実施するとともに、交通

渋滞を解消するため、交差点の改良や信号機等の整備を推進します。

また、各季の交通安全運動等を関係行政機関や交通関係団体等と連携し、積極的に展開するとともに、市民にも参加を呼びかけて実施し、交通安全意識の醸成を図ります。

2 交通安全対策の柱

(1) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

交通安全対策を進めるためには、人と車が安全かつ円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。

このため、事故要因に即した効果の高い対策として、交差点の改良などの道路整備や信号機など交通安全施設の整備を推進します。

また、高齢者や障害者等の自立した日常生活、社会生活を確保するため、交通環境のバリアフリー化を推進します。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全の基本は、市民一人ひとりが交通ルールと正しい交通マナーを身に付け、それを実践することにあります。

そのため、子どもから成人、高齢者に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。

- 高齢者には、加齢による心身機能の変化が行動に及ぼす影響についての理解を促すとともに、市民一人ひとりが高齢者に対する理解と思いやりを持った交通マナーを実践してもらうことが必要であり、交通安全教育、広報等による啓発活動を推進します。
- 夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の着用について、交通安全教育、広報等により啓発し、市民一人ひとりの自発的な反射材着用を促進します。
- 自転車を利用する機会の多い児童、生徒に対し、交通ルールと正しいマナーを身に付けてもらうため、安全な乗り方等について実践型教育を推進します。
- 飲酒運転を根絶するため、各種広報、啓発活動を推進します。

(3) 道路交通秩序の維持

市民生活を直接侵害する交通違反について、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、交通秩序の維持を図ります。

(4) 救急・救助活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、その被害を最小限に抑えるため、救急・救助活動の充実を図るとともに、救急医療体制の充実を促進します。

(5) 被害者支援の推進

交通事故に関わる知識・情報が乏しいため、交通事故に巻き込まれると、その当事者は事故処理や示談交渉など、それまでほとんど経験したことのない煩雑な手続きに悩まされます。特に、被害者は肉体的・精神的な苦痛のほか、経済的な困難にも直面します。

このことから、被害者の心情に配慮した交通事故相談等の充実を図ります。

3 交通安全計画の目標

平成 32 年までに
人口 10 万人当たりの交通事故死傷者数を 364 人以下とする。

交通事故ゼロの安全・安心な入間市にすることが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは、困難であると考えられる。

埼玉県は、第 10 次埼玉県交通安全計画の目標として、平成 32 年までに、人口 10 万人当たりの年間の交通事故死傷者数を 366 人以下とすることを掲げています。これを踏まえ、本市の平成 28 年の人口 10 万人当たりの交通事故死傷者数 404 人の約 10% 減、364 人以下と目標を設定しました。

死傷者数と人口10万人当たりの死傷者数の推移

(単位 人)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
人数	3	951	7	962	1	778	4	718	1	601
各年翌年1月1日市人口	150,367		150,216		149,952		149,593		149,124	
人口10万人当たり死傷者数	633		645		519		483		404	

※算出式: 死傷者数 ÷ 市人口 × 10万人

第4章 計画の推進体制

この計画は、市民一人ひとりの理解と協力のもと、市、関係行政機関や交通関係団体等が連携して交通安全対策を推進します。

1 行政機関

入間市は、この計画の趣旨及びこの計画に定める施策を踏まえ、各地域の状況や市民生活に対応したきめ細かな事業を実施するとともに、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を推進します。

2 交通関係団体、ボランティア、事業者等

地域における交通関係団体、ボランティア等が行う交通安全活動の効果は極めて大きいものであることから、今後も交通関係団体等と連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

また、交通安全対策を推進するうえで、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

3 市民

悲惨な交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することが何よりも大切です。

特に、「自分の身は自分で守る」ことを心がけ、車に乗ったらシートベルトを着用する、夜間に外出する際は反射材を身につけるといったことを習慣づけるなど、まず「自分のできることから始める」ことが求められます。

第2部 各論

第1章 歩行者と環境にやさしい道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 道路交通秩序の維持

第4章 救急・救助活動の充実

第5章 被害者支援の推進

第1章 歩行者と環境にやさしい道路交通環境の整備

これまでの交通安全対策により、本市の交通事故は減少傾向にあります。状態別交通事故死者数においては、依然として歩行者が最も多いことから、今後も、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策をさらに強化していく必要があります。

また、生活道路への通過交通の流入等も依然として深刻な問題となっており、身近な生活道路等における歩行者優先の交通安全対策も重要になっています。

1 歩行者優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路における交通安全対策の推進

(狭山警察署・交通防犯課・道路管理課)

歩行者、自転車の死傷事故発生割合が高い生活道路においては、通過車両の進入を抑え、歩行者等の安全確保と生活環境の改善を図るため、関係機関との連携のもと、ゾーン30対策等の効果的な交通規制を検討し、子どもや高齢者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。

(2) 通学路等における安全対策の推進

(交通防犯課・道路管理課・学校教育課)

児童、生徒の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレール等の交通安全施設の整備を行います。市、交通関係団体、学校、地域社会が互いに連携を図りながら、通学路の安全点検を実施するなど、歩行者の視点に立った交通安全対策を推進します。

(3) 道路交通環境のバリアフリー化の促進

(狭山警察署・交通防犯課・障害者支援課・高齢者支援課・都市計画課・道路管理課)

高齢者、障害者等を含め全ての人々が安全に安心して生活できる社会を実現するため、見やすく、わかりやすい道路標識の設置を推進します。また「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「埼

玉県福祉のまちづくり条例」、「入間市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」、「入間市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、バリアフリーに配慮した道路整備や視覚障害者誘導用ブロックの敷設及びそれらの適正な管理などを推進します。

2 交通安全施設等の整備

交通安全施設等の整備については、体系的な道路網の整備により生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、効果的・効率的に事故を減少させる観点から、事故が多発しているなど緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所については、重点的に交通安全施設等の整備を推進します。

(1) 機能分担された道路網の整備

(都市計画課・道路管理課・道路整備課)

生活道路の通過交通の排除と交通の効果的な分散を図り、交通安全の確保や渋滞の解消を図るため、国・県道の整備要望及び都市計画道路、主要幹線道路の整備を推進します。

(2) 交通事故多発地点の整備

(交通防犯課・道路管理課・道路整備課)

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については、交差点改良や交通安全施設の整備を推進するほか、夜間の事故防止のための道路照明灯や視線誘導標の整備など交通安全施設の整備を推進します。

(3) 通学路の整備

(交通防犯課・道路管理課)

児童、生徒の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレールなどの交通安全施設の整備を推進するとともに、歩行者の視点に立った交通安全対策を推進します。

また、住宅地域等においては、歩車（歩行者と車）共存道路の整備など交通

規制と組み合わせた交通安全対策を推進します。

(4) わかりやすい案内標識の整備

(交通防犯課・道路管理課)

安全で快適な道路交通環境を確保するため、視認性に優れる標識の大型化等、利用者の立場に立った、系統的でわかりやすい案内標識の整備を推進します。

(5) 信号機の設置

(狭山警察署・交通防犯課)

道路の構造及び交通の実態等を考慮し、交通事故多発交差点、交通事故が発生する危険性の高い場所への信号機の設置について、関係行政機関と協議し、促進します。

3 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、かつ、道路網の機能を良好な状態に維持するとともに、先行的に道路における交通管理を推進することで、交通の安全と円滑化を図り、安全で快適な交通規制の確保を図ります。

(1) 先行的な交通規制

(狭山警察署・交通防犯課・開発建築課)

社会資本整備に伴う交通の流入及び公共施設、大型店舗等、周辺交通に影響を及ぼすおそれのある施設等については、適正な交通量の把握を行い、計画段階から関係行政機関と協議し、先行的な交通規制を促進します。

(2) 事故多発地域における重点的交通規制

(狭山警察署・交通防犯課)

交通事故が多発する地域や路線においては、効果的な交通規制を検討し、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを図ります。

4 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車通行空間の整備

(交通防犯課)

広い路肩等、既存の道路幅員を活用し、自転車の通行量や自転車事故が多いなど、交通安全対策の必要な箇所において、自転車が安全に通行できる環境の整備方策について検討を進めます。

(2) 放置自転車等の解消

(狭山警察署・交通防犯課)

駅周辺等における放置自転車・原動機付自転車の解消を図るため、「入間市自転車放置防止条例」に基づき、放置自転車等の整理・撤去の推進を図り、良好な道路交通環境を確保します。

(3) 駅周辺の自転車駐車場の整備

(交通防犯課)

自転車の駐車需要の高い、駅周辺の市営自転車駐車場については、現行駐車場の維持を基本として、需要の変化に応じた供給に努めます。

5 交通需要マネジメントの推進

(都市計画課、交通防犯課)

誰もが安心してバスや鉄道等の公共交通を利用できるよう、ノンステップバスの導入やバスロケーションシステムの整備を促進するとともに、鉄道ダイヤの一層の充実等を関係機関に働きかけていきます。

また、円滑で安全な道路交通の確保に資するため、ていーろーど、ていーワゴンの利用を促進するとともに、相乗りや混雑時間、混雑箇所を避けた自家用車の利用を促すなど、効率的利用を推進します。

6 災害に備えた道路交通環境の整備

(道路管理課・道路整備課)

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支

える道路交通の確保が図れるよう、道路構造物の補強や、橋梁の耐震化等を推進します。

7 総合的な駐車対策の推進

(狭山警察署・交通防犯課)

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた駐車対策を推進します。

また、違法駐車排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関し、各季の交通安全運動等のあらゆる機会を通じて市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係行政機関、交通関係団体等との連携を図り、違法駐車を排除しようとする意識の高揚を図ります。

8 その他の道路交通環境の整備

(1) 道路占用及び道路使用の適正化

(狭山警察署・道路管理課)

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、不法占用物件等に対する指導を強化するとともに、沿道住民等への啓発活動を推進します。

また、道路占用及び道路使用許可にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、条件の遵守を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

(2) 交通公害の防止

(管財課・環境課)

関係行政機関と連携して、自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害を防止するため、アイドリング・ストップの徹底や低公害車の導入促進などの自動車対策を実施するとともに、急発進・急加速の防止などのエコドライブを推進し、地球温暖化の防止に努めます。

(3) 子どもの遊び場等の確保

(都市計画課・スポーツ推進課)

子どもの路上遊戯等による交通事故の防止を図るため、公園の整備や学校体育施設の開放を引き続き推進します。

第2章 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーの遵守に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

また、交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身につけるためには、人の成長過程に合わせた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していくことが必要です。

とりわけ、高齢化が進展する中においては、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図ることと合わせ、他の年代においても高齢者に配慮する意識を高めることが重要になっています。

1 高齢者に対する交通安全教育の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課・高齢者支援課)

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う心身機能の変化が歩行者、自転車利用者としての交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を再確認してもらうほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を図ります。

特に、高齢者同士の相互啓発等による交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等の関係団体と連携して、高齢者交通安全教室を実施します。

また、自転車乗用中の交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

(2) 高齢運転者に対する交通安全教育

(狭山警察署)

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めます。また、高齢者に自己の運動能力や反応動作、自動車の特

性等を再認識してもらい、関係行政機関や交通関係団体、自動車教習所等と連携し、運転適性診断や運転者用機材又は実車運転体験等による運転技能診断等を実施して、診断結果に基づく個別指導を行うなどの運転者教育を推進します。

また、道路の逆走や操作ミスによる事故の防止を図るため、身体機能や認知機能の低下を認識してもらい、安全運転への意識を高めてもらうとともに、自主的な運転免許の返納を推進します。

2 子どもに対する交通安全教育の推進

(1) 幼児に対する交通安全教育

(交通防犯課・保育幼稚園課)

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身につけるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得することを目標とします。

また、幼稚園、保育所においては、家庭や地域、関係行政機関や交通関係団体等と連携・協力をしながら、計画的かつ継続的な交通安全教育を行うとともに、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課・学校教育課)

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

また、小学校においては、家庭及び関係行政機関や交通関係団体等と連携、協力しながら、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、交通ルールの意味と必要性などについて重点的に交通安全教育を実施します。

これらを効果的に実施するため、「埼玉県子ども自転車運転免許制度」等を活用した参加・体験・実践型教育を実施するとともに、交通ボランティアによる通学時の安全な通行の指導、保護者を対象とした研修会等を実施します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課・学校教育課)

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得するとともに、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

また、中学校においては、家庭及び関係行政機関や交通関係団体等と連携・協力しながら、学級活動、生徒会活動等を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避等を重点に交通安全教育を実施します。

(4) 高校生に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課・各高等学校)

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得するとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できる健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係行政機関や交通関係団体等と連携・協力しながら、学校の教育活動の全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について理解を深めるとともに、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。また、交通社会における良き社会人として必要なマナーを身につけるよう指導します。

3 成人等に対する交通安全教育の推進

(1) 若者に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課)

若者に対する交通安全教育は、若者の交通事故実態、交通事故加害者の実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚してもらい、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

(2) 成人に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課・商工観光課)

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から免許取得時及び免許取得後の運転者教育を中心として行います。

運転者に対しては、著しい速度超過や飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質危険な運転及び違法駐車防止、歩行者、自転車利用者の保護、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底等運転者としての社会的責任を自覚してもらうため、地域や職場における各種講習会や交通関係団体等の活動等を通じて、安全運転を具体的に教える実践的かつ体験的な講習会の開催を促進します。

また、企業内等における安全管理の推進を図るため、安全運転管理者、運行管理者等に対する法定講習を実施するほか、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動等を支援します。

(3) 障害者に対する交通安全教育

(狭山警察署・交通防犯課・障害者支援課)

障害者に対する交通安全教育は、関係行政機関等と連携を図りながら、交通安全教室等を開催し、交通安全ルールを理解を深めることによって、重大な交通事故からの回避を図ります。

4 地域ぐるみの交通安全教育の推進

(狭山警察署・自治文化課・交通防犯課・商工観光課・保育幼稚園課・高齢者支援課・学校教育課)

交通安全教育活動については、警察、市、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性を活かした活動が、互いに連携を図りながら地

域ぐるみとなるよう推進します。このため、市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透が図られるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を企画、展開するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるために、関係行政機関や交通関係団体等と緊密な連携を図りながら、各種交通安全運動を推進します。

5 交通指導員の活動支援

(狭山警察署・交通防犯課)

学校、職場、家庭、地域等において、実践的かつ効果的な交通安全教育を実施するためには、交通社会に参加する全ての人々に、説得力のある指導が行える交通指導員の役割はますます重要になっており、引き続き、交通安全指導者養成講座等の研修会を通じ、指導力の向上を促進するとともに、その活動を支援し、交通安全指導及び交通安全教育の充実を図ります。

6 自転車の安全利用の促進

(1) 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

(狭山警察署・交通防犯課)

「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日、中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)を活用する等により、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

自転車運転者は加害者となる場合もあることから、車両運転者としての責任を自覚し、交通ルールの遵守や自転車保険の加入を推進します。特に、自転車乗用時の傘さし、スマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についても機会を捉えて、周知・徹底を図ります。

また、夕暮れの時間帯から夜間にかけて、自転車の重大事故が多発する傾向にあることから、自転車前照灯の点灯を徹底するとともに、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

(2) 自転車用ヘルメットの普及促進

(狭山警察署・交通防犯課・学校教育課)

自転車用ヘルメットの着用効果等について、小中学校の交通安全教室やキャンペーン等の機会を通じて周知するなど、普及啓発を図ります。

また、各中学校において自転車通学を許可された生徒については、自転車乗用時のヘルメットの着用を義務付けており、引き続き着用遵守を徹底していきます。

なお、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、児童、生徒の保護者は、その児童、生徒に対し、また、高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車利用時における乗車用ヘルメットの着用など、自転車交通安全教育の実施または交通安全対策について助言することが努力義務として規定されていることから、自転車の安全利用を促進していく中で、自転車用ヘルメットの着用促進を図っていきます。

(3) 埼玉県子ども自転車運転免許制度の活用

(狭山警察署・交通防犯課)

子どもに対して「埼玉県子ども自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方等を指導することにより、自転車の安全な利用を促進します。

(4) 幼児二人同乗用自転車の普及促進

(狭山警察署・交通防犯課)

幼児を自転車に同乗させる場合においては、安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進します。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、関係行政機関等との連携・協力のもと、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用するよう啓発活動を推進します。

7 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

(狭山警察署・交通防犯課)

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、全ての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

このため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を展開します。

(2) 飲酒運転の根絶

(狭山警察署・交通防犯課)

飲酒運転を根絶するため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、各種講習会、交通安全運動、街頭での指導等あらゆる機会を通じて広報、啓発活動を推進します。

(3) 危険ドラッグ対策の推進

(狭山警察署・交通防犯課)

関係行政機関が発行する危険ドラッグ等の危険性・有害性に関するチラシ等を交通安全運動等の機会を捉えて配布するなど、啓発を図ります。

(4) 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

(狭山警察署・交通防犯課)

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品や自発光式ライト等の普及を図ります。また、特に高齢者に対する明るい色の服装等の着用効果に関する広報・啓発活動を推進します。

(5) 交通事故ゼロを意識した効果的な広報の実施

(狭山警察署・広報課・交通防犯課)

交通安全に関する広報については、広報紙、市公式ホームページ、市公式モバイルサイト、SNS等の媒体を活用し、民間団体との協働も含め、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故ゼロ等を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報な

ど、具体的で効果的な内容となるよう工夫します。

8 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

(狭山警察署・自治文化課・交通防犯課)

市民一人ひとりに広く交通安全意識の浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を市民総ぐるみで実施します。特に、各季における交通安全運動の実施に当たっては、運動の趣旨や重点目標等を事前に市民に周知し、市民総ぐるみの交通安全運動として展開するなど、関係行政機関や交通関係団体等とも連携を図りながら、交通事故防止の徹底を図ります。

9 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

(狭山警察署・交通防犯課)

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全教育指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全対策に必要な資料を提供するなど、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、入間市交通安全対策協議会を中心に、行政・民間団体等が定期的に連絡協議を行い、効果的な活動の展開を図ります。さらに、各主体による創意・工夫された活動を支援し、民間団体等による自発的な交通安全対策を促進します。

第3章 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止するためには、交通指導取締り、暴走族取締り等を通じ、道路交通秩序の維持を図る必要があります。

このため、埼玉県警察本部は、死亡事故等の重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しています。

また、暴走族対策及び旧車會[※]対策を強力に推進するため、**関係行政機関や交通関係団体等**が連携し、地域ぐるみで暴走族追放機運の高揚に努め、暴走行為をさせない環境づくりを推進するとともに、取締り体制及び装備資機材の充実強化を図るとしていることから、本市もこれに協力、連携を図っていきます。

1 交通の指導取締りの強化等

一般道路における効果的な指導取締りの強化等

(狭山警察署、交通防犯課)

交通事故実態を分析し、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質・危険性の高い違反、さらには、住民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを推進します。

市では、市民生活を直接侵害する違反について、関係行政機関等と協議を行い、交通秩序の維持が図れるよう努めます。

2 暴走族及び旧車會對策の強化

(狭山警察署、交通防犯課)

暴走族対策を強力に推進するため、関係行政機関や交通関係団体等が連携し、地域ぐるみでの暴走族追放機運の高揚に努め、暴走行為をさせないための環境づくりを推進するとともに、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進します。

※旧車會とは、旧型の自動車又は自動二輪車を暴走族風に改造し、集団走行を行うグループの総称である。「会」の字に旧字体の「會」を用いるのが表記上の特徴である。

第4章 救急・援助活動の充実

1 救急・救助体制の充実

(健康管理課・入間消防署)

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保するとともに、救急・救助体制及び救急医療体制の充実を促進します。

なお、二次救急医療体制においては、所沢地区を圏域として、入間市、所沢市、狭山市の3市で協定を結び、広域的な休日・夜間における救急医療体制の確保に努めています。引き続き、二次救急医療の病院群輪番体制の充実・強化を推進します。

2 応急手当の普及啓発活動の推進

(健康管理課、入間消防署)

交通事故による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、事故現場に居合わせた市民による適切な応急手当が必要となることから、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた救命講習会の推進を図るとともに、広報紙、市公式ホームページ等によるAEDの設置場所に関する情報提供に努めます。

3 救急救命士の養成等の推進

(入間消防署)

交通事故の救急現場において、負傷者に対する高度な救急救命処置が迅速かつ適切に実施されることにより、負傷者の救命率の一層の向上が図れるよう、救急救命士を計画的に養成するとともに、気管挿管、薬剤投与等の特定行為（医師の具体的指示のもとに実施する救急救命措置）が実施できる救急救命士の育成を図ります。

第5章 被害者支援の推進

1 自転車損害賠償保険への加入義務付け

(交通防犯課)

自転車事故の増加に伴い、近年、自転車利用者が加害者となり、高額な賠償責任を負うケースが見られます。

埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用促進に関する条例」を改正し、平成30年4月から、自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車利用者に対し自転車損害保険等（自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険又は共済をいう。）への加入が義務付けられています。このため、自転車利用者の責務として自転車損害賠償保険等に加入することの必要性について、機会を捉えて啓発に取り組んでいきます。

2 交通事故相談の充実

(交通防犯課)

交通事故相談により、被害者等の救済に必要な問題に関し、示談や調停、訴訟等の手続きについて、交通事故の専門相談員が助言・アドバイスを行います。また、緊急の場合は、埼玉県交通事故相談や法テラス（日本司法支援センター）、公益財団法人日弁連交通事故相談センターを紹介するなど、被相談者の心情に配慮し適切に対応します。

3 交通遺児等に対する援助金の支給

(交通防犯課、学校教育課)

道路上で生じた交通事故により遺児等となった児童、生徒等に対し、入間市交通安全対策推進協議会交通遺児等祝金を支給しています。また、不慮の災害等により保護者を失った方に対し、入間市遺児奨学金制度を用意しています。

他の制度では、埼玉県交通安全対策協議会が行う交通遺児等に対する援護金等の給付事業に対し、広報活動を行います。